

証券コード 4998
2024年6月7日

株 主 各 位

東京都千代田区神田美倉町11番地

フマキラー株式会社

代表取締役社長 大 下 一 明

第75期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第75期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.fumakilla.co.jp/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4998/teiji/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月26日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 広島県廿日市市梅原一丁目11番13号
当社広島工場会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第75期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第75期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役17名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の更新の件

以上

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

なお、監査役及び会計監査人は、次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁インターネット上の各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

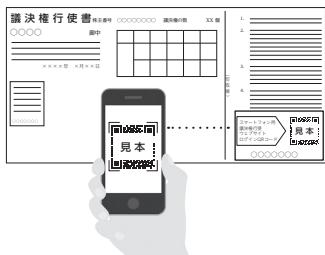
株主総会当日は、軽装でご来場くださいますようお願い申し上げます。また、当社役員及び係員につきましても、ノーネクタイのクールビズスタイルを励行させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

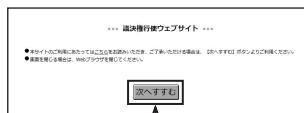
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

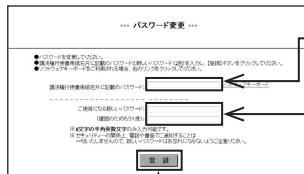
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）におけるわが国経済は、ウィズコロナの中で回復基調にある一方、急激な為替変動や長期化する不安定な国際情勢など、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の中で、当社グループは「ひとの命を守る。ひとの暮らしを守る。ひとを育む環境を守る。わたしたちは、世界中の人々がいつまでも安心して快適に暮らすことのできる社会づくりに貢献していきます。」という経営理念のもとで、それぞれの国に最適な高効力・高品質の商品を提供し、世界中のより多くの人々に安心を届けることを目指しています。

特に、この数年でグループ全体の事業領域と欧州展開をはじめとする地理的な拡大が進んだため、それらの経営基盤強化と事業展開のスピードアップを積極的に進めてまいりました。

その結果、連結売上高は前年同期比9.7%増の676億72百万円（為替変動の影響を除くと4.8%増）となりました。

国内売上は、主力の殺虫剤が2024年殺虫剤シーズンのスタートとなる2024年3月に天候不順の影響を受け前年対比で減収となったものの、上期から第3四半期にかけては外出機会の増加に伴う殺虫剤市場の拡大や、残暑の影響による返品減少もあったことから前年同期比2.9%増の286億52百万円となりました。

一方、海外売上は、主力のインドネシアや事業活動が本格化したイタリアにおいて現地通貨ベースで前年を上回り、さらに円安の影響を受けた結果、前年同期比15.3%増の390億20百万円（為替変動の影響を除くと6.4%増）となりました。

次に、売上原価は、前年同期比36億90百万円増加し476億61百万円、売上原価率は70.4%となり、前年同期より0.9ポイント減となりました。売上総利益は200億11百万円（前年同期比12.8%増）となりました。

販管費につきましては、人件費、販促経費等が増加した結果、前年同期比11.1%増の176億7百万円となりました。

これらの結果、営業利益は24億3百万円（前年同期比26.9%増）、経常利益は27億98百万円（前年同期比20.9%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は13億77百万円（前年同期比106.0%増）となりました。

次に、商品部門別の概況についてご報告申し上げます。

| | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 | 増減額 | 増減率 |
|------|---------|---------|-------|-------|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | % |
| 殺虫剤 | 48,066 | 53,868 | 5,802 | 12.1 |
| 家庭用品 | 2,280 | 2,036 | △243 | △10.7 |
| 園芸用品 | 4,148 | 4,189 | 40 | 1.0 |
| 防疫剤 | 1,723 | 1,484 | △238 | △13.8 |
| その他 | 5,494 | 6,093 | 599 | 10.9 |
| 合計 | 61,712 | 67,672 | 5,960 | 9.7 |

殺虫剤部門

殺虫剤部門は、国内におきましては、2024年3月の気温が前年より低温に推移したことで市場が縮小し、2024年シーズンのスタートとなる第4四半期は前年対比で減収となりました。一方で、上期から第3四半期にかけては外出機会の増加に伴う殺虫剤市場の拡大と、残暑が長引き販売期間が伸びたことによる返品減により増収となったことから、最終的な結果は150億39百万円（前年同期比7億15百万円増、5.0%増）となりました。

海外におきましては、主力のインドネシア、事業活動が本格化したイタリアが現地通貨ベースで前期を上回り、さらに円安の影響を受けたことから、最終的な円貨ベースでは388億29百万円（前年同期比50億86百万円増、15.1%増）となりました。

国内及び海外の殺虫剤合計の売上高は538億68百万円（前年同期比58億2百万円増、12.1%増）となりました。

家庭用品部門

家庭用品部門は、主力のアルコール除菌剤の売上が前期を下回った結果、家庭用品の売上高は20億36百万円（前年同期比2億43百万円減、10.7%減）となりました。

園芸用品部門

園芸用品部門は、主力の除草剤が伸長した一方で、園芸用ハンドスプレー、園芸用不快害虫商品の売上が前期を下回った結果、園芸用品合計の売上高は41億89百万円（前年同期比40百万円増、1.0%増）となりました。

防疫剤、その他の部門

防疫剤部門の売上高は、14億84百万円（前年同期比2億38百万円減、13.8%減）となりました。

その他の部門の売上高は、子会社のフマキラー・トータルシステム株式会社のシロアリ施工工事が好調で、60億93百万円（前年同期比5億99百万円増、10.9%増）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達状況

当連結会計年度の設備投資は、新製品関連の生産設備並びに金型等、総額12億25百万円の投資を行い、所要資金は自己資金で充たいたしました。

(3) 企業集団が対処すべき課題

赤道近くの国々では、蚊が媒介するマラリアやデング熱などの伝染病でいまだに多くの命が奪われています。そこでは、殺虫剤は命を守るために欠かせない必需品です。

当社グループは、経営理念のもと、殺虫剤、家庭用品、園芸用品をコア事業と位置づけ、世界中の人々がいつまでも安心して快適に暮らすことのできる社会づくりに貢献する商品を提供しています。このことは当社グループの事業そのものがSDGsの目標3、「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」のターゲット3.3「2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。」を実践していることに他なりません。

世界全体が様々な要因によって不確実性を増しており、景気の先行きは見通せない状況のなか、当社グループは経営理念を実現するため、それぞれの国に最適な高効力・高品質の商品を提供し、世界中のより多くの人々に安心を届けることを目指しています。

特に、この数年でグループ全体の事業領域と欧州展開をはじめとする地理的な拡大が進んだため、それらの経営基盤強化と事業展開のスピードアップを積極的に進めてまいります。

これからも、多様なリスクが複雑に絡み合う状況に対し、より柔軟に対応するため、様々な経営課題に取り組んでまいります。

(日本のフマキラーグループの課題)

当社グループは、これまでに培ってきた技術とノウハウを結集した画期的で魅力的な新商品の開発、高品質で効率的な生産、販売力の強化、流通チャネルの拡大などによって、お客様が必要なときに十分な量でできるだけ早く手に取っていただけるように開発・生産・販売体制を整備し、事業の拡大に取り組んでまいります。

その一環として、研究開発体制及び生産体制の強化を実現するため、当社広島工場内に研究開発棟及び生産設備から構成されるブレーンズ・パーク広島の建設・拡充を進めております。

特に研究開発棟は中長期的に新たな価値を創り出す拠点としてフマキラーグループの未来を担います。私たちは、こうした研究開発環境の改革を通じて、ウイルス・細菌・アレルギーなど暮らしの周りに潜む見えないリスクへの対策等消費者の生活シーンに安心安全を提供する製品を提案し、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

また、外来種問題に対しては、既に日本に定着しているアルゼンチンアリやクビアカツヤカミキリ、セアカゴケグモ、薬剤抵抗性トコジラミといった害虫の防除に繋がる製剤開発のみならず、次々に侵入が確認されるヒアリ等の外来生物の水際対策法の確立といった予防策の立案にも注力し、官公庁や各自治体、公共機関等とも連携しつつ日本の生態系を守る研究開発を推進してまいります。

(海外のフマキラーグループの課題)

世界では害虫が媒介する感染症によって健康が損なわれ多くの命が奪われています。当社グループは持てる経営資源を投入し、一人でも多くの人々を感染症の被害から守っていきます。海外では現在、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム、ミャンマー、インド、メキシコ、イタリアの子会社で製造販売または販売を行っています。また、中南米・アフリカ・中近東等の3ヶ国で技術指導による現地生産を行っており、世界約70ヶ国に及ぶ海外ネットワークを構築しております。

2年前、イタリアにおいて、「FUMAKILLA EUROPE S.R.L.」の操業を開始し、「ZAPI INDUSTRIE CHIMICHE S.P.A.」を株式取得によって子会社化しました。これらはそれぞれの強みを発揮することで、欧州市場における当社の事業基盤強化に貢献しております。

これまで海外商品の研究開発は、日本以外ではインドネシア、マレーシアの開発拠点で行ってまいりましたが、イタリアの2社が加わることで、ヨーロッパにも開発拠点が加わりました。

なお、インドネシアの研究開発棟（ブレーンズ・パーク インドネシア）では、新しい施設を活用することで、海外での研究開発はさらに強化されました。

今後は、国内と海外子会社間の連携強化とグループ・シナジー効果を高めて海外事業の拡大と収益力の強化を図り、グローバルな競争力を持つ企業を目指してまいります。

(収益力と財務状況の改善)

当社グループの収益性を改善するために、国内外の開発、生産、営業の各部門において、商品アイテムの見直し、製造原価の低減、在庫の適正化、製品価値に基づいた適正価格での販売、広告宣伝費や販売推進費等のマーケティング費用を含めた販管費の効率的・効果的運用等の課題により一層取り組んでまいります。

(エステー株式会社との協業の推進)

当社はエステー株式会社と資本業務提携を行っております。営業・開発・生産・海外の各分野でそれぞれ課題を取り上げ、一定の成果を上げつつあります。引き続き業務提携の取り組みを通じて、業容拡大並びに企業価値及び株主共同利益の向上に努めてまいります。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 72 期 (2020.4~2021.3) | 第 73 期 (2021.4~2022.3) | 第 74 期 (2022.4~2023.3) | 第 75 期 (2023.4~2024.3) 当連結会計年度 |
|--------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|--------------------------------------|
| 売上高(百万円) | 48,532 | 52,729 | 61,712 | 67,672 |
| 経常利益(百万円) | 3,852 | 2,541 | 2,315 | 2,798 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円) | 2,321 | 1,391 | 668 | 1,377 |
| 1株当たり当期純利益 | 140円86銭 | 84円42銭 | 40円58銭 | 83円58銭 |
| 総資産(百万円) | 46,172 | 54,520 | 57,370 | 62,366 |
| 純資産(百万円) | 19,823 | 21,167 | 22,890 | 25,602 |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第73期の期首から適用しており、第73期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|---|-----------|-----------|---------------------------|
| 日 広 産 業 株 式 会 社 | 30百万円 | 99.8% | 家庭用品、園芸用品の製造 |
| 大 下 製 薬 株 式 会 社 | 10百万円 | 85.0% | 殺虫剤、家庭用品の製造 |
| フマキラー・トータルシステム株式会社 | 160百万円 | 50.0% | 防疫剤の販売 |
| F S ブ ル ー ム 株 式 会 社 | 90百万円 | 100.0% | 種苗、花卉製品の製造販売 |
| P T . F U M A K I L L A I N D O N E S I A | 10百万米ドル | 80.0% | 殺虫剤の製造販売 |
| F U M A K I L L A I N D I A P R I V A T E L I M I T E D | 75百万ルピー | 99.9% | 殺虫剤の販売 |
| F U M A K I L L A A M E R I C A , S . A . D E C . V . | 9百万ペソ | 99.9% | 殺虫剤の販売 |
| F u m a k i l l a A s i a S d n . B h d . | 75百万リギット | 100.0% | 東南アジアにおける間接所有 子会社の統括管理 |
| F u m a k i l l a M a l a y s i a B e r h a d | 40百万リギット | 99.7% | 殺虫剤の製造販売 |
| F u m a k i l l a V i e t n a m P t e . , L t d . | 8百万米ドル | 100.0% | 殺虫剤の製造販売 |
| F u m a k i l l a (T h a i l a n d) L t d . | 220百万バーツ | 100.0% | 殺虫剤の製造販売 |
| P T . F U M A K I L L A N O M O S | 8百万米ドル | 100.0% | 殺虫剤の製造販売 |
| F U M A K I L L A M Y A N M A R L T D . | 6百万米ドル | 100.0% | 殺虫剤の製造販売 |
| Z A P I I N D U S T R I E C H I M I C H E S . P . A . | 3,000千ユーロ | 80.0% | 殺虫剤の製造販売 |
| T R E Z E T A I M M O B I L I A R E S . R . L . | 10千ユーロ | 100.0% | 不動産の賃貸事業 |
| F U M A K I L L A E U R O P E S . R . L . | 800千ユーロ | 100.0% | 日用品販売 |

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、殺虫剤、家庭用品、園芸用品、防疫剤の製造販売を主な事業内容としております。

(7) 企業集団の主要拠点等

主要な営業所及び工場

【国内拠点】

① 当社

本店：東京都千代田区

支店：首都圏支店：東京都千代田区

中部支店：愛知県名古屋市

関西支店：大阪府吹田市

中四国支店：広島県広島市

九州支店：福岡県福岡市

工場：広島工場：広島県廿日市市

② 日広産業株式会社

本社工場：広島県広島市

③ 大下製薬株式会社

本社工場：広島県廿日市市

④ フマキラー・トータルシステム株式会社

本店：東京都千代田区

⑤ F S ブルーム株式会社

本店：東京都千代田区

【海外拠点】

① PT. FUMAKILLA INDONESIA、PT. FUMAKILLA NOMOS：インドネシア

② FUMAKILLA INDIA PRIVATE LIMITED：インド

③ FUMAKILLA AMERICA, S.A. DE C.V.：メキシコ

④ Fumakilla Malaysia Berhad、Fumakilla Asia Sdn. Bhd.：マレーシア

⑤ Fumakilla Vietnam Pte.,Ltd.：ベトナム

⑥ Fumakilla (Thailand) Ltd.：タイ

⑦ FUMAKILLA MYANMAR LTD.、Vape Myanmar Limited：ミャンマー

⑧ FUMAKILLA EUROPE S.R.L.、ZAPI INDUSTRIE CHIMICHE S.P.A.、
TREZETA IMMOBILIARE S.R.L.：イタリア

(8) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減 |
|---------|-----------------------|
| 2,596名 | 186名増 |

(注) 使用人数は就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前 事 業 年 度 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------------|---------|-------------|
| 233名 | 10名増 | 41.5歳 | 14.3年 |

(注) 使用人数は当社への受入出向者を含む就業員数であり、他社への出向者(38名)を含まず、また嘱託、契約社員、パートタイマー189名(当事業年度中の平均在籍人員)も含めておりません。

(9) 主要な借入先及び借入額

| 借 入 先 | 借 入 残 高 |
|---|---------|
| | 百万円 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 5,698 |
| 株 式 会 社 広 島 銀 行 | 4,700 |
| 株 式 会 社 も み じ 銀 行 | 1,390 |
| 株 式 会 社 中 国 銀 行 | 980 |
| 株 式 会 社 四 国 銀 行 | 310 |
| 株 式 会 社 伊 予 銀 行 | 310 |
| C r e d i t o E m i l i a n o S . p . A . | 299 |
| み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 210 |
| U n i c r e d i t S . p . A . | 169 |
| I n t e s a S a n p a o l o S . p . A . | 163 |

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 16,490,000株
(自己株式9,765株を含む。)
- (3) 株主数 21,687名
- (4) 大株主 (上位10名)

当社の大株主の状況は以下のとおりであります。

| 株 主 名 | 持 株 数 千株 | 持 株 比 率 % |
|---------------------|-------------|--------------|
| エ ス テ ー 株 式 会 社 | 1,728 | 10.49 |
| 公 益 財 団 法 人 大 下 財 団 | 1,327 | 8.06 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 580 | 3.52 |
| 株 式 会 社 広 島 銀 行 | 574 | 3.49 |
| 大 下 産 業 株 式 会 社 | 561 | 3.41 |
| 住 友 化 学 株 式 会 社 | 433 | 2.63 |
| 福 山 通 運 株 式 会 社 | 300 | 1.82 |
| 大 下 一 明 | 275 | 1.67 |
| 大 下 俊 明 | 248 | 1.51 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 219 | 1.33 |

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（2024年3月31日現在）

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|---------------|---------------------------|---|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 大 下 一 明 | |
| 代 表 取 締 役 専 務 | 加 藤 孝 彦 | 国内営業本部長 フマキラー・トータルシステム(株)管掌 |
| 常 務 取 締 役 | Dato' Brian Tan Guan Hooi | Fumakilla Asia Sdn. Bhd. プレジデント & CEO Fumakilla Malaysia Berhad プレジデント & CEO FUMAKILLA MYANMAR LTD. 会長(Chairman) Vape Myanmar Limited 会長(Chairman) Fumakilla Vietnam Pte.,Ltd. 会長(Chairman) FUMAKILLA INDIA PRIVATE LIMITED 会長(Chairman) |
| 常 務 取 締 役 | 力 石 敬 三 | PT. FUMAKILLA NOMOS 代表取締役社長 Fumakilla (Thailand) Ltd. 代表取締役会長 兼 社長 |
| 常 務 取 締 役 | 村 元 俊 亮 | 国際本部長 兼 国際企画部長 ZAPI INDUSTRIE CHIMICHE S.P.A. 社長 TREZETA IMMOBILIARE S.R.L. 社長 |
| 取 締 役 | 井 上 裕 章 | 広島工場長 兼 生産本部長 品質本部 管掌 開発本部 管掌 日広産業(株) 代表取締役専務 大下製薬(株) 代表取締役社長 |
| 取 締 役 | 郷 原 和 哉 | 管理本部長 |
| 取 締 役 | 土 井 将 和 | 国内営業副本部長 兼 首都圏支店長 |
| 取 締 役 | 杉 山 隆 史 | Fumakilla Asia Sdn. Bhd. 取締役 Fumakilla Malaysia Berhad 取締役 |
| 取 締 役 | 中 野 佳 信 | |
| 取 締 役 | 國 富 純 | |
| 取 締 役 | 古 屋 雅 弘 | 瀬戸建設(株) 顧問 |

| 地 | 位 | 氏 | 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-----|-----|---|-----------|----------------------------------|
| 取 | 締 | 役 | 安 倍 寛 信 | ヤマエグループホールディングス(株) 社外取締役監査等委員 |
| 取 | 締 | 役 | 武 井 康 年 | 弁護士法人広島総合法律会計事務所 弁護士 |
| 取 | 締 | 役 | 三 宅 稔 子 | 小森法律事務所 弁護士 |
| 取 | 締 | 役 | 吉 島 亨 | 大下産業(株) 非常勤顧問 |
| 常 勤 | 監 査 | 役 | 田 辺 由 來 夫 | |
| 監 | 査 | 役 | 嶋 田 洋 秀 | |
| 監 | 査 | 役 | 早 稲 田 幸 雄 | 早稲田公認会計士事務所 公認会計士 |
| 監 | 査 | 役 | 溝 下 博 | 学校法人石田学園広島経済大学 教授 |

- (注) 1. 取締役中野佳信氏、國富純氏、古屋雅弘氏、安倍寛信氏、武井康年氏、三宅稔子氏及び吉島亨氏は、社外取締役であります。
2. 監査役早稲田幸雄氏及び溝下博氏は、社外監査役であります。
3. 監査役早稲田幸雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役中野佳信氏、國富純氏、古屋雅弘氏、安倍寛信氏、武井康年氏、三宅稔子氏、監査役早稲田幸雄氏及び溝下博氏は、東京証券取引所が規定する独立役員であります。
5. 当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役については500万円又は法令が定める額のいずれか高い額、監査役については300万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が業務に起因して損害賠償を負った場合に負担することとなる損害等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った場合等保険契約上で定められた免責事由に該当する場合には填補の対象としないこととしております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年3月11日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しており、その概要は、以下のとおりです。なお、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について取締役会の任意諮問機関である指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本報酬(金銭報酬)に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案しております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、年1回支給する「賞与」で構成され、「賞与」は、当該事業年度の提出会社の当期純利益及びその他諸般の事情を勘案して支給総額を決定しております。当該指標を採用している理由としましては、当期純利益が企業の収益力や企業価値を評価する基準として一般的に定着している適切な指標と考えられることから、当該指標を業績連動報酬に係る指標として選択しております。

各取締役への配分については、当社の定める基準に基づき、取締役会で決議することとしております。

c. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額としております。

取締役会は当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は当該答申の内容に従って決定しなければならないこととしております。

なお、業績連動報酬等の各取締役への配分については、当社の定める基準に基づいて算出した金額を基に、取締役会で決議することとしております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 区 分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|-----------|-----------------|------------------|-------------|------------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動 報酬等 | 非金銭 報酬等 | |
| 取 締 役 | 247 | 247 | - | - | 16 |
| (うち社外取締役) | (37) | (37) | (-) | (-) | (7) |
| 監 査 役 | 30 | 30 | - | - | 5 |
| (うち社外監査役) | (9) | (9) | (-) | (-) | (3) |
| 合 計 | 278 | 278 | - | - | 21 |
| (うち社外役員) | (46) | (46) | (-) | (-) | (10) |

- (注) 1. 上表には、2023年6月28日開催の第74期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名(うち社外監査役1名)を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬額は、2020年6月26日開催の第71期定時株主総会において、年額500百万円以内(うち社外取締役分年額50百万円以内)(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は16名(うち社外取締役6名)であります。
4. 監査役の報酬額は、2020年6月26日開催の第71期定時株主総会において、年額70百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会決議時点の監査役の員数は4名(うち社外監査役2名)であります。
5. 基本報酬の額には当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額46百万円(取締役16名に対し43百万円(うち社外取締役7名に対し5百万円)、監査役5名に対し2百万円(うち社外監査役2名に対し0百万円))が含まれております。

6. 業績連動報酬等の業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由並びに算定方法は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等 b.業績連動報酬等に関する方針」に記載のとおりであります。なお、当事業年度は業績連動報酬等を支給しておりません。
7. 取締役会は、代表取締役社長大下一明氏に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬諮問委員会がその妥当性等について確認しております。

ハ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2023年6月28日開催の第74期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した監査役に対し支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

監査役1名1百万円（うち社外監査役1名1百万円）

（各金額には、上記ロ.及び過年度の事業報告において監査役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額として、監査役1名1百万円（うち社外監査役1名1百万円）が含まれております。）

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
当社と以下の兼職先との間には、何れも特別の関係はありません。

- (a) 古屋雅弘氏
瀬戸建設(株) 顧問
- (b) 安倍寛信氏
ヤマエグループホールディングス(株) 社外取締役監査等委員
- (c) 武井康年氏
弁護士法人広島総合法律会計事務所 弁護士
- (d) 三宅稔子氏
小森法律事務所 弁護士
- (e) 吉島亨氏
大下産業(株) 非常勤顧問
- (f) 早稲田幸雄氏
早稲田公認会計士事務所 公認会計士
- (g) 溝下博氏
学校法人石田学園広島経済大学 教授

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|-------|---------|---|
| 取 締 役 | 中 野 佳 信 | 当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から発言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |

| 区 分 | 氏 名 | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|-------|-----------|---|
| 取 締 役 | 國 富 純 | 当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から発言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 取 締 役 | 古 屋 雅 弘 | 当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から発言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 取 締 役 | 安 倍 寛 信 | 当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から発言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 取 締 役 | 武 井 康 年 | 当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から発言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 取 締 役 | 三 宅 稔 子 | 当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から発言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 取 締 役 | 吉 島 亨 | 当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から発言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 監 査 役 | 早 稲 田 幸 雄 | 当事業年度開催の取締役会15回、監査役会6回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。 |
| 監 査 役 | 溝 下 博 | 2023年6月28日就任以降の当事業年度開催の取締役会11回、監査役会5回のうち4回に出席し、議案審議等に必要発言を適宜行っております。 |

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 54百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 54百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、PT. FUMAKILLA INDONESIA、Fumakilla Asia Sdn. Bhd.、Fumakilla Malaysia Berhad、Fumakilla Vietnam Pte.,Ltd.、PT. FUMAKILLA NOMOS他6社は当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

(4) 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

- ・当社は、「誠魂長才※」を社是とし、「ひとの命を守る。ひとの暮らしを守る。ひとを育む環境を守る。わたしたちは、世界中の人々がいつまでも安心して快適に暮らすことのできる社会づくりに貢献していきます。」という経営理念のもとで、中長期的な視点から経営を行い、グローバルな競争力を持つ企業として企業価値の向上に努めております。
 - ・そのためには、当社がコア事業の殺虫剤、家庭用品、園芸用品において長年にわたり培ってきた生産・販売・技術の専門知識やノウハウ、経験をもとに、顧客満足度の高い高付加価値商品を積極的かつ継続的に開発することが必須条件であり、同時に国内及び海外の顧客・取引先等との長期的な関係構築が不可欠であります。
 - ・こういった当社の事業特性を理解し長期的視野で当社の理念を実施していくことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益につながるものと考え、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、上記の理念を実践する者でなければならないと考えております。
 - ・当社といたしましては、公開企業である当社株式の売買は、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えておりますが、当社及び当社のグループ会社（以下、総称して「当社グループ」といいます。）の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者に対しては、必要かつ相当な措置を採ることにより、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。
- ※「誠魂長才」＝何事に対しても誠心誠意、真心をもって事に当り、常に努力して才能を伸ばし、知識を広め、社会・国家に貢献します。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

- ・当社は、当社の前身である大下回春堂の1924年の創立以来、殺虫剤を中心に園芸用品、家庭用品、業務用品へと事業領域を拡大し、日本のみならず世界中を舞台とするグローバル企業へと躍進を遂げてきました。現在、グループ会社として国内主要連結子会社4社及び海外主要連結子会社12社（所在国：インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム、ミャンマー、インド、メキシコ、イタリア）で製造販売または販売を行い、中南米・アフリカ・中近東等の3ヶ国で技術指導による現地生産を行っており、世界約70ヶ国に及ぶ海外ネットワークを構築しております。
- ・当社グループは、創立以来特に研究開発に注力し、世界初の専売特許殺虫剤「強力フマキラー液」に始まり、1963年には世界初の電気蚊取り「ベープ」、その後2000年には世界最長の電池式虫よけ「どこでもベープ」、2008年には火も電気も水も使わない次世代蚊取り「おすだけベープ」を発売する等、斬新な発想による幾多の新価値創造型新製品を生み出してまいりました。
- ・特に、主力の殺虫剤においては、世界中で発生している害虫による感染症の脅威や外来種の危険な害虫に対して、これまでに培ってきた技術とノウハウを結集し、今までにない高効力を訴求した製品を開発するとともに、感染症の恐ろしさを伝える啓発活動にも取り組んでおります。
- ・また、ウイルス・細菌・アレルギーなど暮らしの周りに潜む見えないリスクへの対策など、消費者の生活

環境に適応した製品の提案を推進し、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

- ・当社は、当社グループの開発・生産・販売体制を整備し、国内と海外子会社間の連携強化とグループ・シナジー効果を高めて事業の拡大と収益力の改善を図り、グローバルな競争力を持つ企業を目指してまいります。
- ・このように当社の経営理念の継続的な実行により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダー（株主、顧客、従業員、社会等）に利益をもたらすものと考えております。
- ・また、当社は、経営の透明性及び効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え企業価値を増大させることがコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の一つに位置付けております。

(3) 不適切な支配の防止のための取組み

- ・当社は、2021年5月21日の取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「本基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（以下、更新後の対応方針を「現プラン」といいます。）の改定及び継続について決議し、同年6月24日開催の第72期定時株主総会において現プランにつき株主の皆様のご承認をいただきました。
- ・現プランの有効期間は、2024年6月に開催予定の定時株主総会終結の時までとなっております。
- ・その間、当社は、昨今の情勢変化、法令等の改正等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の維持及び向上の観点から、現プランの継続の是非も含めその在り方について検討してまいりました。
- ・かかる検討の結果、当社は、2024年5月17日開催の取締役会において、2024年6月27日開催予定の当社第75期定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを更新し当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（以下、更新後の対応方針を「本プラン」といいます。）として継続することを決議いたしました。
- ・本プランの目的は、現プランと同様に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する、あるいはそれらの中長期的な維持・向上に資さない可能性のある大規模買付行為を抑止することにあります。
- ・その詳細は、当社の第75期定時株主総会招集ご通知の「株主総会参考書類」第5号議案（当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の更新の件）に記載のとおりであります。

(4) 上記の取組みについての取締役会の判断

- ・当社は、当社の支配権移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。
- ・また、当社は、大規模買付行為が、本基本方針に合致し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に中長期的に資するものである限りにおいて、これを否定するものではありません。
- ・しかしながら、株式等の大規模買付行為の中には、株主の皆様が大規模買付行為の内容を検討し、また当社取締役会が株主の皆様へ代替案等を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的なもの、株主の皆様へ当社の株式等の売却を事実上強制するおそれのあるもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。
- ・当社取締役会は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様へ代わって当社経営陣が大規模買付者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化に資するよう本プランを継続することとしました。上記の取組みは本基本方針に沿うものであり、また、当社の株主の共同の利益を損なうものではないと考えております。
- ・なお、本プランにおきましては、取締役会の恣意的な判断によって対抗措置が発動されることを防止するため、独立委員会を設置し、独立委員会の勧告を尊重して買収防衛策が発動されることが定められているほか、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、上記取組みは当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 42,387 | 流動負債 | 33,105 |
| 現金及び預金 | 8,874 | 支払手形及び買掛金 | 7,771 |
| 受取手形 | 534 | 電子記録債権 | 3,172 |
| 売掛金 | 16,724 | 短期借入金 | 14,191 |
| 電子記録債権 | 485 | 1年内返済予定の長期借入金 | 271 |
| 商品及び製品 | 8,542 | リース債権 | 85 |
| 仕掛品 | 730 | 未払金 | 3,301 |
| 原材料及び貯蔵品 | 3,976 | 未払法人税等 | 231 |
| 返品資産 | 837 | 賞与引当金 | 644 |
| その他 | 1,702 | 返金負債 | 2,435 |
| 貸倒引当金 | △20 | その他 | 1,000 |
| 固定資産 | 19,978 | 固定負債 | 3,658 |
| 有形固定資産 | 10,275 | 長期借入金 | 521 |
| 建物及び構築物 | 5,513 | リース債権 | 257 |
| 機械装置及び運搬具 | 2,237 | 繰延税金負債 | 1,125 |
| 工具・器具及び備品 | 573 | 退職給付に係る負債 | 767 |
| 土地 | 928 | 役員退職慰労引当金 | 428 |
| リース資産 | 40 | 資産除去債務 | 34 |
| 使用権資産 | 730 | その他 | 524 |
| 建設仮勘定 | 251 | 負債合計 | 36,763 |
| 無形固定資産 | 3,123 | (純資産の部) | |
| のれん | 1,000 | 株主資本 | 18,944 |
| 商標 | 898 | 資本 | 3,698 |
| その他 | 1,224 | 資本剰余金 | 4,797 |
| 投資その他の資産 | 6,580 | 利益剰余金 | 10,457 |
| 投資有価証券 | 5,241 | 自己株式 | △8 |
| 繰延税金資産 | 559 | その他の包括利益累計額 | 4,232 |
| 退職給付に係る資産 | 135 | その他有価証券評価差額金 | 2,117 |
| その他 | 793 | 為替換算調整勘定 | 2,003 |
| 貸倒引当金 | △149 | 退職給付に係る調整累計額 | 110 |
| 資産合計 | 62,366 | 非支配株主持分 | 2,425 |
| | | 純資産合計 | 25,602 |
| | | 負債・純資産合計 | 62,366 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----|--------|
| 売上 | 67,672 |
| 売上 | 47,661 |
| 販売費 | 20,011 |
| 営業 | 17,607 |
| 営業 | 2,403 |
| 受取 | 270 |
| 不 | 46 |
| 技 | 17 |
| そ | 246 |
| 営業 | 580 |
| 支 | 115 |
| 為 | 13 |
| そ | 56 |
| 経 | 185 |
| 特 | 2,798 |
| 固 | 4 |
| 投 | 14 |
| 特 | 18 |
| 固 | 44 |
| 関 | 6 |
| 税 | 51 |
| 法 | 2,766 |
| 人 | 939 |
| 法 | 139 |
| 当 | 1,079 |
| 期 | 1,687 |
| 非 | 309 |
| 支 | 1,377 |
| 配 | |
| 株 | |
| 主 | |
| に | |
| 帰 | |
| 属 | |
| す | |
| る | |
| 当 | |
| 期 | |
| 純 | |
| 利 | |
| 益 | |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------|---------------|-----------------|---------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 20,061 | 流動負債 | 24,185 |
| 現金及び預金 | 598 | 支払手形 | 484 |
| 受取手形 | 64 | 買掛金 | 2,829 |
| 売掛金 | 9,501 | 短期借入金 | 3,219 |
| 商品及び製品 | 417 | 未払法人税等 | 13,583 |
| 仕掛品 | 4,764 | 未払金 | 14 |
| 原材料及び貯蔵品 | 539 | 前払費用 | 1,343 |
| 返品資産 | 1,605 | 賞与引当金 | 62 |
| 前払費用 | 739 | 備前引当金 | 2,247 |
| 未収入金 | 48 | 役員退職慰労引当金 | 0 |
| その他当金 | 112 | 役員退職慰労引当金 | 49 |
| 倒引当金 | 1,609 | 役員退職慰労引当金 | 226 |
| | 60 | 役員退職慰労引当金 | 124 |
| | △1 | 役員退職慰労引当金 | 0 |
| 固定資産 | 22,194 | 固定負債 | 1,234 |
| 有形固定資産 | 4,941 | 役員退職慰労引当金 | 339 |
| 建物 | 2,760 | 長期未払金 | 25 |
| 構築物 | 366 | 長期未払金 | 14 |
| 機械及び装置 | 574 | 資産除却負債 | 478 |
| 車両及び運搬具 | 17 | 繰延税金負債 | 10 |
| 工具・器具及び備品 | 466 | | 367 |
| 土地 | 592 | 負債合計 | 25,419 |
| 一ス資産 | 40 | (純資産の部) | |
| 建設仮勘定 | 122 | 株主資本 | 14,718 |
| 無形固定資産 | 60 | 資本剰余金 | 3,698 |
| 商標 | 4 | 資本剰余金 | 5,585 |
| 電話加入権 | 5 | 資本剰余金 | 600 |
| ソフトウェア | 50 | 利益剰余金 | 4,984 |
| その他の資産 | 17,192 | 利益剰余金 | 5,443 |
| 投資有価証券 | 5,179 | 利益剰余金 | 323 |
| 関係会社株 | 11,700 | 利益剰余金 | 5,119 |
| 長期前払費用 | 81 | 利益剰余金 | 4,420 |
| 前払年金 | 53 | 繰越利益剰余金 | 699 |
| その他当金 | 664 | 自己株式 | △8 |
| 倒引当金 | △486 | 評価・換算差額等 | 2,117 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 2,117 |
| 資産合計 | 42,256 | 純資産合計 | 16,836 |
| | | 負債・純資産合計 | 42,256 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|--------|
| 売上 | 25,355 |
| 売上原価 | 19,479 |
| 販売費及び一般管理費 | 5,876 |
| 営業外損 | 6,811 |
| 営業外収入 | 934 |
| 受取利息及び配当 | 1,052 |
| 受取不動産指 | 39 |
| 受取技術指 | 640 |
| その他 | 88 |
| 営業外費用 | 1,820 |
| 支払利息 | 28 |
| その他 | 36 |
| 経常利益 | 64 |
| 特別利益 | 820 |
| 投資有価証券売却益 | 14 |
| 固定資産売却益 | 0 |
| 特別損失 | 14 |
| 固定資産除売却損 | 0 |
| 関係会社株式評価損 | 6 |
| 貸倒引当金繰入額 | 20 |
| 税引前当期純利益 | 26 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 88 |
| 法人税等調整額 | 133 |
| 当期純利益 | 221 |
| | 808 |
| | 587 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

フマキラー株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高山 裕三
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 高藤 顕広
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フマキラー株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フマキラー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

フマキラー株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高山 裕三
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高藤 顕広

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フマキラー株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までにおける第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門である総合統括部及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的にまた必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。重要な国内外の子会社に対しては往査を行い、業務の執行状況を調査しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

フマキラー株式会社 監査役会

監査役(常勤) 田 辺 由來夫 ⑩

監 査 役 嶋 田 洋 秀 ⑩

社外監査役 早稲田 幸 雄 ⑩

社外監査役 溝 下 博 ⑩

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策のひとつとして位置づけ、安定的かつ継続的な利益還元を基本としながら、業績の動向及び将来の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおり第75期の期末配当をさせていただきたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金22円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は362,565,170円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月28日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

① 増加する剰余金の項目とその額

| | |
|-------|--------------|
| 別途積立金 | 200,000,000円 |
|-------|--------------|

② 減少する剰余金の項目とその額

| | |
|---------|--------------|
| 繰越利益剰余金 | 200,000,000円 |
|---------|--------------|

第2号議案 取締役17名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役16名全員の任期が満了になります。つきましては、取締役17名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者 番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社株式の数 |
|--|--|---|----------------|
| 1 | おお しも かず あき 大 下 一 明 (1958年5月16日) | 1984年4月 当社 入社 1998年4月 当社 営業本部長 1998年6月 当社 取締役 営業本部長 2000年6月 当社 常務取締役 営業本部長 2001年6月 当社 代表取締役常務 2002年12月 当社 代表取締役常務 営業本部長 2004年6月 当社 代表取締役副社長 営業本部長 2005年4月 当社 代表取締役社長 営業本部長 2008年4月 当社 代表取締役社長 2012年4月 当社 代表取締役社長 営業本部長 2012年9月 当社 代表取締役社長 現在に至る | 275,369株 |
| <p>【取締役候補者とした理由】 大下一明氏は、長年にわたり当社の経営に携わり、2005年から当社代表取締役社長として経営を担っております。その豊富な知見とリーダーシップにより当社の企業価値の向上とコーポレートガバナンス強化に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p> | | | |
| <p>【特別の利害関係】 大下一明氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。</p> | | | |

| 候補者 番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社株式の数 |
|--|------------------------------------|---|----------------|
| 2 | かとう たか ひこ 加藤 孝彦 (1961年12月5日) | 1985年4月 エステー化学(株) (現 エステー(株)) 入社 2007年4月 同社 執行役 東京支店長 2010年4月 同社 常務執行役 営業本部長 2013年10月 同社 常務執行役 関連会社統括担当 兼 エステートレーディング(株) 代表取締役社長 2014年12月 エステートレーディング(株) 代表取締役社長 2020年4月 当社 入社 常務執行役員 国内営業 管掌 2020年6月 当社 常務取締役 2021年1月 当社 常務取締役 国内営業本部長 2022年6月 当社 代表取締役専務 国内営業本部長 2023年8月 当社 代表取締役専務 国内営業本部長 フマキラー・トータルシステム(株) 管掌 現在に至る | 12,336株 |
| 【取締役候補者とした理由】 加藤孝彦氏は、他の企業の経営者として豊富な経験と実績を有しているとともに、当社入社後は国内営業本部長を務めております。同氏の経験と知識、能力を活かし、当社の経営の重要事項の決定や業務執行の監督の役割を担うことを期待して、引き続き取締役候補者といたしました。 | | | |
| 【特別の利害関係】 加藤孝彦氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。 | | | |

| 候補者 番号 | ふ り が な 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社株式の数 |
|--|--|---|----------------|
| 3 | ダトー Dato' ブライアン タン グアン ホイ Brian Tan Guan Hooi (1969年9月23日) | 2005年 1 月 Fumakilla Malaysia Berhad プレジデント & CEO 2013年 4 月 Texchem Resouces Bhd. プレジデント & グループCEO 2018年 3 月 Texchem Resources Bhd. プレジデント & CEO退任、副会長 就任 2018年10月 Texchem Resouces Bhd. 退社 2019年 1 月 Fumakilla Asia Sdn. Bhd. プレジデント & CEO 現在に至る Fumakilla Malaysia Berhad プレジデント & CEO 現在に至る 2022年 6 月 当社 常務取締役 現在に至る Fumakilla Vietnam Pte.,Ltd. 会長(Chairman) 現在に至る Vape Myanmar Limited 会長(Chairman) 現在に至る FUMAKILLA MYANMAR LTD. 会長(Chairman) 現在に至る FUMAKILLA INDIA PRIVATE LIMITED 会長(Chairman) 現在に至る | -株 |
| 【取締役候補者とした理由】 Dato' Brian Tan Guan Hooi氏は、他の海外企業、海外子会社の経営者として経営に携わり取締役としての職責を果たしています。同氏のこれまでの豊富な経験と実績及び保有している公認会計士資格（マレーシア、オーストラリア）が当社の経営に活かされ、優れた経営手腕を発揮されることを期待して、引き続き取締役候補者といたしました。 | | | |
| 【特別の利害関係】 Dato' Brian Tan Guan Hooi氏はFumakilla Malaysia Berhadのプレジデント & CEOを兼務し、同社は当社の販売先であります。 | | | |

| 候補者 番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社株式の数 |
|--|--|--|----------------|
| 4 | ちから いし けい ぞう 力 石 敬 三 (1955年3月8日) | 1978年4月 ユニチャーム(株) 入社 2004年6月 (株)CFSコーポレーション 入社 2008年3月 エステー(株) 入社 2013年4月 当社 入社 海外事業部付部長 2013年10月 PT. FUMAKILLA NOMOS 代表取締役社長 現在に至る 2015年6月 当社 取締役 2018年3月 Fumakilla (Thailand) Ltd. 代表取締役会長 2018年5月 当社 取締役 国際副本部長 2022年6月 当社 常務取締役 現在に至る 2023年4月 Fumakilla (Thailand) Ltd. 代表取締役会長 兼 社長 現在に至る | 8,097株 |
| 【取締役候補者とした理由】 力石敬三氏は、他の企業において海外勤務の経験が長く、当社でもアジア海外子会社の経営者として、長年にわたり海外事業に携わっています。同氏のこれまでの豊富な経験と実績が当社の経営に活かされ、優れた経営手腕を発揮されることを期待して、引き続き取締役候補者といたしました。 | | | |
| 【特別の利害関係】 力石敬三氏は、PT. FUMAKILLA NOMOSの代表取締役社長及びFumakilla (Thailand) Ltd.の代表取締役会長兼社長を兼務し、両社は当社の仕入先であります。 | | | |

| 候補者 番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社株式の数 |
|---|--|--|----------------|
| 5 | 村元俊亮 <small>むらもと としあき</small> (1970年11月2日) | 1999年6月 当社 入社 2009年11月 当社 総合統括部 次長 2011年7月 FUMAKILLA INDIA PRIVATE LIMITED 営業・マーケティング部長 2013年7月 Fumakilla Vietnam Pte., Ltd. 社長 2015年6月 当社 取締役 2017年2月 当社 取締役 国際企画部長 2018年5月 当社 取締役 国際副本部長 兼 国際企画部長 2020年1月 Fumakilla Vietnam Pte., Ltd. 代表取締役会長 2022年6月 当社 常務取締役国際本部長 兼 国際企画部長 現在に至る 2023年11月 ZAPI INDUSTRIE CHIMICHE S.P.A. 代表取締役社長 現在に至る TREZETA IMMOBILIARE S.R.L. 代表取締役社長 現在に至る | 10,223株 |
| 【取締役候補者とした理由】 村元俊亮氏は、海外子会社のベトナム現地法人の社長を務める等、長年にわたり海外事業に携わっており、取締役としての職責を果たしています。同氏のこれまでの豊富な経験と実績が当社の経営に活かされ、優れた経営手腕を発揮されることを期待して、引き続き取締役候補者といたしました。 | | | |
| 【特別の利害関係】 村元俊亮氏は、ZAPI INDUSTRIE CHIMICHE S.P.A.、TREZETA IMMOBILIARE S.R.L.の代表取締役社長を兼任し、両社は当社の販売先であります。 | | | |

| 候補者 番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社株式の数 |
|---|--|--|----------------|
| 6 | 井上裕章 <small>いの うえ ひろ あき</small> (1965年9月19日) | 1988年4月 当社 入社 2005年4月 当社 開発研究部長 2011年11月 当社 生産副本部長 2012年5月 当社 生産本部長 2013年5月 日広産業(株) 代表取締役専務 現在に至る 大下製薬(株) 代表取締役専務 2013年6月 当社 取締役 広島工場長 兼 生産本部長 現在に至る 2017年5月 大下製薬(株) 代表取締役社長 現在に至る 2021年12月 当社 取締役 品質本部管掌 現在に至る 2023年11月 当社 取締役 開発本部管掌 現在に至る | 15,580株 |
| 【取締役候補者とした理由】 井上裕章氏は、生産部門、品質本部の担当役員として経営に携わっており、取締役としての職責を果たしています。同氏のこれまでの豊富な経験と実績が当社の経営に活かされ、優れた経営手腕を発揮されることを期待して、引き続き取締役候補者といたしました。 | | | |
| 【特別の利害関係】 井上裕章氏は、日広産業(株)の代表取締役専務及び大下製薬(株)の代表取締役社長を兼務し、両社は当社の仕入先であります。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社株式の数 |
|--|----------------------|--|----------------|
| 7 | 郷原和哉 (1956年2月3日) | 1979年4月 エステー化学工業(株) (現 エステー(株)) 入社 | 3,540株 |
| | | 2012年9月 同社 経営管理部門 人事・総務グループ マネージャー | |
| | | 2020年1月 当社 入社 執行役員 管理副本部長 兼 業務部長 | |
| | | 2020年6月 当社 取締役 管理本部長 現在に至る | |
| 【取締役候補者とした理由】 郷原和哉氏は、他の企業において経営管理・人事・財務の部門の担当幹部として経営に携わっており、これまでの豊富な経験とコンプライアンス推進における能力と知見が当社の経営に活かされると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。 | | | |
| 【特別の利害関係】 郷原和哉氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。 | | | |
| 8 | 土井将和 (1963年11月2日) | 2015年10月 フマキラー・トータルシステム(株) 営業部開発部長 | 1,714株 |
| | | 2016年4月 フマキラー・トータルシステム(株)からの 出向として、当社 東京支店 営業部長 | |
| | | 2017年4月 当社 入社 執行役員 東京支店 部長 | |
| | | 2017年7月 当社 執行役員 東京支店長 | |
| | | 2018年4月 当社 執行役員 国内営業副本部長 東日本営業担当 兼 首都圏支店長 | |
| | | 2022年6月 当社 取締役 国内営業副本部長 兼 首都圏支店長 現在に至る | |
| 【取締役候補者とした理由】 土井将和氏は、当社入社後も国内営業担当として経営に携わっております。同氏のこれまでの豊富な経験と実績が当社の経営に活かされると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。 | | | |
| 【特別の利害関係】 土井将和氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。 | | | |

| 候補者 番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社株式の数 |
|---|---|---|----------------|
| 9 | すぎ やま たか し 史 杉 山 隆 史 (1963年8月19日) | 1992年10月 当社 入社 2012年5月 当社 開発本部長 2017年1月 PT. FUMAKILLA INDONESIA 常務取締役 2021年1月 当社 海外開発部 部長 2021年12月 当社 執行役員 PT. FUMAKILLA INDONESIA 常務取締役 兼 海外開発部 部長 2022年6月 当社 取締役 開発本部長 2023年11月 当社 取締役 兼 Fumakilla Asia Sdn. Bhd. 取締役 現在に至る Fumakilla Malaysia Berhad 取締役 現在に至る | 857株 |
| 【取締役候補者とした理由】 杉山隆史氏は、国内・海外の開発部門において豊富な経験を有するとともに、海外子会社のインドネシア現地法人の常務取締役も経験し、取締役としての職責を果たしています。同氏のこれまでの豊富な経験と実績が当社の経営に活かされると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。 | | | |
| 【特別の利害関係】 杉山隆史氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。 | | | |

| 候補者 番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社株式の数 |
|---|----------------------------------|---|----------------|
| 10 | なかのよし のぶ 中野佳信 (1949年5月23日) | 1972年 4月 稲畑産業(株) 入社 1999年 6月 同社 取締役 2003年 6月 同社 取締役 常務執行役員 2010年 6月 同社 代表取締役 専務執行役員 2016年 6月 当社 社外取締役 2017年 6月 扶桑化学工業(株) 取締役 2018年 6月 当社 社外取締役 退任 扶桑化学工業(株) 代表取締役社長 2020年 6月 当社 社外取締役 現在に至る | 5,310株 |
| 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 中野佳信氏は、他の企業の代表取締役や役員としての豊富な経験と実績を有しており、独立・公正な立場から当社の業務執行の監督等の役割を果たしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といいたしました。なお、同氏は過去に当社の社外取締役であったことがあります。また、当社社外取締役在任期間は、本總會終結の時をもって4年となります。 | | | |
| 【特別の利害関係】 中野佳信氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。 | | | |
| 11 | くに とみ じゅん 國富純 (1951年5月12日) | 1975年 3月 (株)ジェイ・エム・エス 入社 2001年 6月 同社 取締役 営業統括責任者 2005年 6月 同社 取締役 海外事業統括部長 2011年 6月 同社 取締役 生産統括部長 2019年 6月 同社 常務理事 2020年 4月 同社 顧問 2020年 6月 当社 社外取締役 現在に至る | 一株 |
| 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 國富純氏は、他の企業において海外、生産部門を中心に役員としての幅広い経験と実績を有しており、取締役会等の場で、独立・公正な立場から当社の業務執行の監督等の役割を果たしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といいたしました。なお、当社社外取締役在任期間は、本總會終結の時をもって4年となります。 | | | |
| 【特別の利害関係】 國富純氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。 | | | |

| 候補者 番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社株式の数 |
|---|---------------------------------------|---|----------------|
| 12 | ふる や まさ ひろ 古 屋 雅 弘 (1957年7月21日) | 1980年4月 (株)第一勧業銀行(現(株)みずほ銀行) 入行 2005年2月 (株)みずほ銀行 広島支店長 2009年1月 日本土地建物(株) 入社 2015年11月 同社 常務執行役員 兼 日本土地建物販売(株) 代表取締役社長 2016年1月 同社 上席常務執行役員 兼 日本土地建物販売(株) 代表取締役社長 2021年4月 中央日本土地建物(株) 顧問 兼 中央日土地ソリューションズ(株) 顧問 シニアエグゼクティブアドバイザー 2021年6月 当社 社外取締役 現在に至る 2023年5月 瀬戸建設(株) 顧問 現在に至る | 2,013株 |
| <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>古屋雅弘氏は、他の企業の経営者として豊富な経験と見識を有しており、それらを活かして当社のガバナンス体制の強化に寄与していただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。</p> | | | |
| <p>【特別の利害関係】</p> <p>古屋雅弘氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。</p> | | | |

| 候補者 番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社株式の数 |
|---|--------------------------------------|--|----------------|
| 13 | あ べ ひろ のぶ 安 倍 寛 信 (1952年5月30日) | 1975年4月 三菱商事(株) 入社 2007年4月 三菱商事(株) 執行役員 関西支社副支社長 兼 中国支社長 2010年4月 同社 執行役員 九州支社長 2012年6月 三菱商事パッケージング(株) 代表取締役 社長執行役員 2021年4月 同社 取締役 顧問 2021年6月 ヤマエ久野(株) 取締役監査等委員 2021年10月 ヤマエグループホールディングス(株) 社外取締役監査等委員 現在に至る 2022年6月 当社 社外取締役 現在に至る | 一株 |
| <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>安倍寛信氏は、他の企業の代表取締役としての豊富な経験と実績を有しており、社外取締役として、独立・公正な立場から当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。</p> | | | |
| <p>【特別の利害関係】</p> <p>安倍寛信氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社株式の数 |
|-------|---|--|----------------|
| 14 | 武井康年 (1951年4月2日) | 1979年4月 弁護士登録 現在に至る 2005年6月 広島ガス(株) 社外監査役 2011年6月 (株)広島銀行 社外監査役 2011年7月 弁護士法人広島総合法律会計事務所 所長 弁護士 2020年1月 弁護士法人広島総合法律会計事務所 弁護士 現在に至る 2020年6月 当社 社外取締役 現在に至る | 一株 |
| | 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 武井康年氏は、弁護士としての豊富な経験、幅広い知識と高い見識を活かして、取締役会等の場で、独立・公正な立場から当社の業務執行の監督等の役割を果たしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。 | | |
| | 【特別の利害関係】 武井康年氏は弁護士であり、2012年6月から2020年5月まで当社から顧問契約に基づく報酬を受けておりましたが、報酬は当社売上高に対して僅少であります。また、当社は同氏が所属する法律事務所の他の弁護士と顧問契約を締結しておりますが、当社と同事務所との間に顧問契約はありません。 | | |
| 15 | 三宅稔子 (1980年9月17日) | 2013年12月 弁護士登録 現在に至る 2015年4月 小森法律事務所弁護士 現在に至る 2020年6月 当社 社外取締役 現在に至る | 一株 |
| | 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 三宅稔子氏は、弁護士としての豊富な経験、幅広い知識と高い見識を活かして、取締役会等の場で、独立・公正な立場から当社の業務執行の監督等の役割を果たしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。 | | |
| | 【特別の利害関係】 三宅稔子氏は2019年6月から2020年5月まで外部弁護士として当社の内部通報窓口を担当し、外部機関としての業務委任契約に基づく報酬を受けておりましたが、報酬は当社売上高に対して僅少であります。また当社は同氏が所属する法律事務所の他の弁護士と業務委任契約を締結しておりますが、当社と同事務所との間に顧問契約はありません。 | | |

| 候補者番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社株式の数 |
|-------|---|--|----------------|
| 16 | よし じま ところ 吉 島 亨 (1957年12月2日) | 1981年 4月 大下産業(株) 入社 1992年 10月 同社 取締役業務部長 2004年 10月 同社 常務取締役 2014年 8月 同社 非常勤顧問 現在に至る 2019年 6月 当社 社外取締役 現在に至る | 一株 |
| | <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 吉島亨氏は、他の企業の役員として豊富な経験と実績を有しております。同氏の経験や見識を当社の経営に活かし、公正な立場から当社の業務執行の監督等の役割を果たしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。</p> | | |
| | <p>【特別の利害関係】 吉島亨氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。</p> | | |
| 17 | まの ば みのる 的 場 稔 (1960年11月21日) | 1983年 4月 日本農薬(株) 入社 2000年 5月 ノバルティス アグロ(株) (現 シンジエンタジャパン(株)) 入社 2004年 4月 シンジエンタジャパン(株) クロッププロ テクション営業本部 札幌事務所長 2005年 10月 米国シンジエンタ プロフェッショナル プロダクツ部 勤務 2006年 4月 シンジエンタジャパン(株) プロフェッ ショナル プロダクツ部長 2010年 7月 同社 執行役員 ローン アンド ガーデン 事業本部長 2017年 10月 同社 代表取締役社長 兼 シンジエンタ 北東アジア地区総支配人 2023年 9月 同社 代表取締役会長 現在に至る | 一株 |
| | <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 的場稔氏は、他の企業の代表取締役として豊富な経験と実績を有しております。同氏の経験や見識を当社の経営に活かし、公正な立場から当社の業務執行の監督等の役割を果たしていただけると判断し、社外取締役候補者といたしました。</p> | | |
| | <p>【特別の利害関係】 的場稔氏は、シンジエンタジャパン(株)の代表取締役会長であり、同社は当社の販売先及び仕入先であります。</p> | | |

- (注) 1. 的場稔氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 中野佳信氏、國富純氏、古屋雅弘氏、安倍寛信氏、武井康年氏、三宅稔子氏、吉島亨氏、的場稔氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、中野佳信氏、國富純氏、古屋雅弘氏、安倍寛信氏、武井康年氏、三宅稔子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、原案どおり各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、当社は、的場稔氏が原案通り選任された場合も、独立役員とする予定であります。
4. 当社は、中野佳信氏、國富純氏、古屋雅弘氏、安倍寛信氏、武井康年氏、三宅稔子氏、吉島亨氏との間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、的場稔氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合に負担することとなる損害等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った場合等保険契約上で定められた免責事由に該当する場合には填補の対象としないこととしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。
- 役員等賠償責任保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役田辺由來夫氏、早稲田幸雄氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、早稲田幸雄氏については本総会終結の時をもって任期満了に伴い退任となります。本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社株式の数 |
|-------|--|--|----------------|
| 1 | 田 辺 由 來 夫 (1952年5月8日) | 1978年4月 当社 入社 2010年6月 当社 総合統括部長 2016年6月 当社 常勤監査役 現在に至る | 4,357株 |
| | 【監査役候補者とした理由】 田辺由來夫氏は、内部監査部門の責任者及び監査役として豊富な経験と高い見識を有しております。同氏の経験、能力、知識が当社監査役として適任であると判断し、引き続き監査役候補者といたしました。 | | |
| | 【特別の利害関係】 田辺由來夫氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。 | | |
| 2 | 小 松 原 浩 平 (1959年7月14日) | 1988年1月 公認会計士登録 現在に至る 1988年11月 監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）広島事務所 入所 2006年5月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）パートナー 2015年7月 有限責任あずさ監査法人 広島事務所長 2022年6月 同法人 退任 公認会計士小松原会計事務所 開設 現在に至る | 500株 |
| | 【社外監査役候補者とした理由】 小松原浩平氏は、長年にわたる公認会計士としての豊かな経験と幅広い知識を有しており、当社社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外監査役候補者といたしました。 | | |
| | 【特別の利害関係】 小松原浩平氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。 | | |

- (注) 1. 小松原浩平氏は、新任の監査役候補者であります。
2. 小松原浩平氏は社外監査役候補者であります。
3. 当社は、小松原浩平氏の選任が承認された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、田辺由來夫氏との間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円または法令が規定する額のいずれか高い額としており、田辺由來夫氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、小松原浩平氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合に負担することとなる損害等が填補されることとなります。
- ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った場合等保険契約上で定められた免責事由に該当する場合には填補の対象としないこととしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合には、役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。
- 役員等賠償責任保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任されます早稲田幸雄氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲で退職慰労金を贈呈することといたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法などは、監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。当社は役員退職慰労金に関する規定を定めており、本議案は、当該規定と整合しており相当と判断しております。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏 名 | 略歴 |
|-----------|---------------------------|
| 早 稲 田 幸 雄 | 2008年6月 当社 社外監査役 現在に至る |

第5号議案 当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の更新の件

当社は、2006年5月22日開催の取締役会において、当社株式に対する大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)を決定し、直近では2021年6月24日開催の当社第72期定時株主総会の決議によりこれを改定し(以下、改定後の対応方針を「現プラン」といいます。)、現プランとして継続しておりますが、現プランの有効期限は2024年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとなっております。

その後、当社は、昨今の情勢変化、法令等の改正等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の維持及び向上の観点から、現プランの継続の是非も含めその在り方について検討してまいりました。

かかる検討の結果、当社は、2024年5月17日開催の取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「本基本方針」といいます。)に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、2024年6月27日開催予定の当社第75期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを更新し当社株式に対する大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)(以下、更新後の対応方針を「本プラン」といいます。)として継続することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、更新後の本プランは、本プランの対象となる「大規模買付行為」(下記Ⅲ.2(1)において定義されるものを意味します。)の定義の見直し、対抗措置の発動に係る株主意思の確認方法(株主意思確認総会における決議方法)の明確化、「非適格者」(別紙3において定義されるものを意味します。)の該当性の判断における独立委員会の関与及びその判断の尊重、これらの変更に伴う語句の修正、文言の整理等所要の変更を加えております。

さらに、本プランの更新を決定した取締役会には、取締役全員、及び社外監査役2名を含む監査役全員が出席し、出席取締役の全員一致により承認されるとともに、いずれの出席監査役も、具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランについて同意する旨の意見を述べております。

また、法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものといたします。

I. 本基本方針の内容

当社は、「誠魂長才※」を社是とし、「ひとの命を守る。ひとの暮らしを守る。ひとを育む環境を守る。わたしたちは、世界中の人々がいつまでも安心して快適に暮らすことのできる社会づくりに貢献していきます。」という経営理念のもとで、中長期的な視点から経営を行い、グローバルな競争力を持つ企業として企業価値の向上に努めております。

そのためには、当社が長年にわたり培ってきた生産・販売・技術の専門知識やノウハウ、経験をもとに、顧客満足度の高い高付加価値商品を積極的かつ継続的に開発することが必須条件であり、同時に国内及び海外の顧客・取引先等との長期的な関係構築が不可欠であります。

こういった当社の事業特性を理解し長期的視野で当社の理念を実施していくことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益につながるものと考え、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、上記の理念を実践する者でなければならないと考えております。

当社といたしましては、公開企業である当社株式の売買は、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えておりますが、当社及び当社グループの企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者に対しては、必要かつ相当な措置を取ることにより、当社及び当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

※「誠魂長才」＝何事に対しても誠心誠意、真心をもって事に当り、常に努力して才能を伸ばし、知識を広め、社会・国家に貢献します。

II. 本基本方針の実現に資する特別な取組み

1 企業価値向上に向けた取組み

当社は1924年、当社の前身である大下回春堂の創立以来、殺虫剤を中心に園芸用品、家庭用品、業務用品へと事業領域を拡大し、日本のみならず世界中を舞台とするグローバル企業へと躍進を遂げてきました。現在、グループ会社として国内主要連結子会社4社及び海外主要連結子会社20社（インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム、ミャンマー、インド、メキシコ、イタリア）で製造販売または販売を行い、中南米・アフリカ・中近東等の3ヶ国で技術指導による現地生産を行っており、世界約70ヶ国に及ぶ海外ネットワークを構築しております。

当社及び当社のグループ会社（以下「当社グループ」といいます。）は、創立以来特に研究開発に注力し、世界初の専売特許殺虫剤「強力フマキラー液」に始まり、1963年には世界初の電気蚊取り「ベープ」、その後2000年には世界最長の電池式虫よけ「どこでもベープ」、2008年には火も電気も水も使わない次世代蚊取り「おすだけベープ」を発売する等、斬新な発想による幾多の新価値創造型新製品を生み出してまいりました。

特に、主力の殺虫剤においては、世界中で発生している害虫による感染症の脅威や外来種の危険な害虫に対して、これまでに培ってきた技術とノウハウを結集し、今までにない高効力を訴求した製品を開発するとともに、感染症の恐ろしさを伝える啓発活動にも取り組んでおります。

また、ウイルス・細菌・アレルギーなど暮らしの周りに潜む見えないリスクへの対策など、消費者の生活環境に適応した製品の提案を推進し、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

当社は、当社グループの開発・生産・販売体制を整備し、国内と海外子会社間の連携強化とグループ・シナジー効果を高めて事業の拡大と収益力の改善を図り、グローバルな競争力を持つ企業を目指してまいります。

このように当社の経営理念の継続的な実行により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダー（株主、顧客、従業員、社会等）に利益をもたらすものと考えております。

また、当社は、経営の透明性及び効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え企業価値を増大させることがコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の一つに位置付けております。

当社グループが生産・販売・技術面でグローバルな競争力を持つ企業としてさらに成長し、企業価値の増大と堅固な経営基盤を確立するために、以下の課題に取り組んでまいります。

(日本のフマキラーグループの取り組み)

当社グループは、これまでに培ってきた技術とノウハウを結集した画期的で魅力的な新商品の開発、高品質で効率的な生産、販売力の強化、流通チャネルの拡大などによって、お客様が必要なときに十分な量をできるだけ早く手に取っていただけるように開発・生産・販売体制を整備し、事業の拡大に取り組んでまいります。

その一環として、研究開発体制及び生産体制の強化を実現するため、当社広島工場内に研究開発棟及び生産設備から構成されるブレンズ・パーク広島の建設・拡充を進めております。

特に新研究開発棟は中長期的に新たな価値を創り出す拠点としてフマキラーグループの未来を担います。私たちは、こうした研究開発環境の改革を通じて、ウイルス・細菌・アレルゲンなど暮らしの周りに潜む見えないリスクへの対策等消費者の生活シーンに安心安全を提供する製品を提案し、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

また、外来種問題に対しては、既に日本に定着しているアルゼンチンアリやクビアカツヤカミキリ、セアカゴケグモ、薬剤抵抗性トコジラミといった害虫の防除に繋がる製剤開発のみならず、次々に侵入が確認されるヒアリ等の外来生物の水際対策法の確立といった予防策の立案にも注力し、官公庁や各自治体、公共機関等とも連携しつつ日本の生態系を守る研究開発を推進してまいります。

(海外のフマキラーグループの取り組み)

世界では害虫が媒介する感染症によって健康が損なわれ多くの命が奪われています。当社グループは持っている経営資源を投入し、一人でも多くの人々を感染症の被害から守っていきます。

海外では現在、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム、ミャンマー、インド、メキシコ、イタリアの子会社で製造販売または販売を行っています。また、中南米・アフリカ・中近東等の3ヶ国で技術指導による現地生産を行っており、世界約70ヶ国に及ぶ海外ネットワークを構築しております。

2年前、ヨーロッパにおける事業拡大のためイタリアに設立した子会社「FUMAKILLA EUROPE S.R.L.」、及び株式取得により子会社化した「ZAPI INDUSTRIE CHIMICHE S.P.A.」の2社はそれぞれ独自の強みを発揮することで、欧州市場における当社の事業基盤強化に貢献しております。

これまで海外商品の研究開発は、日本以外ではインドネシア、マレーシアの開発拠点で行っていましたが、イタリアの2社が加わることで、ヨーロッパにも開発拠点が加わりました。

なお、インドネシアの新研究開発棟（ブレンズ・パーク インドネシア）では、新しい施設を活用することで、海外での研究開発はさらに強化されました。

今後は、国内と海外子会社間の連携強化とグループ・シナジー効果を高めて海外事業の拡大と収益力の強化を図り、グローバルな競争力を持つ企業を目指してまいります。

(収益力と財務状況の改善)

当社グループの収益性を改善するために、国内外の開発、生産、営業の各部門において、商品アイテムの見直し、製造原価の低減、在庫の適正化、製品価値に基づいた適正価格での販売、広告宣伝費や販売推進費等のマーケティング費用を含めた販管費の効率的・効果的運用等の課題により一層取り組んでまいります。

(エステー株式会社との協業の推進)

当社はエステー株式会社と資本業務提携を行っております。営業・開発・生産・海外の各分野でそれぞれ課題を取り上げ、一定の成果を上げつつあります。引き続き業務提携の取り組みを通じて、業容拡大並びに企業価値及び株主共同利益の向上に努めてまいります。

2 コーポレート・ガバナンスの強化

当社では、経営の透明性及び効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え企業価値を増大させることがコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、経営の重要課題の一つに位置づけ、以下の体制を敷いております。

当社は、取締役会を当社事業に精通した取締役で構成することにより、機動的・効率的に運営するとともに、意思決定の迅速化に取り組んでおります。具体的には、2024年5月17日現在、取締役会は16名の取締役から構成されており、取締役会は原則毎月1回定期的に開催しているほか、必要に応じて臨時に開催しております。当社は、取締役会を経営に関する基本方針や重要案件、業績の進捗状況、法令への対応などについて討議・検討・決定するとともに、取締役会を取締役の職務執行状況を監督する機関として位置づけております。

また、当社は監査役会制度を採用しており、監査役会は監査役4名（うち社外監査役2名）によって構成されております。各監査役は、取締役会や販売会議等の会議に適宜出席し、客観的立場から取締役の業務遂行を監視するとともに、業務の改善に向けて具体的な提言・助言を行っています。また、専任の内部監査部門及び会計監査人とも緊密に情報交換を行うことで監査の有効性・効率性を高め、経営の健全性の維持・強化に努めております。なお、2024年5月17日現在、社外取締役6名、社外監査役2名を独立役員として任命しております。

Ⅲ. 本プランの内容（本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

1 本プランの目的

本プランの目的は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する、あるいはそれらの中長期的な維持・向上に資さない可能性のある大規模買付行為を抑止することにあります。

当社は、当社の支配権移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、大規模買付行為が、本基本方針に合致し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に中長期的に資するものである限りにおいて、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式等の大規模買付行為の中には、株主の皆様が大規模買付行為の内容を検討し、また当社取締役が株主の皆様が代替案等を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的なもの、株主の皆様当社の株式等の売却を事実上強制するおそれのあるもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社取締役会は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様が代わって当社経営陣が大規模買付者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化に資するよう、本プランを改定の上、継続することといたしました。

なお、当社は、当社取締役、その関係会社その他当社取締役が関与する法人及び当社の提携先により議決権の約25.5%に係る株式を保有されておりますが、これらの株主の中には個人株主も含まれており、今後も同様に当社株式の保有を継続するかどうかは明らかではなく、当社の株式の流動性が今後増していく可能性は否定できません。したがって、当社は、上記のような目的の実現を可能とする枠組みとして、本プランの継続が必要不可欠であると判断しております。

2 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランの適用対象は、以下の①から③までに該当する行為又はこれらに類似する行為（これらの提案も含みます。ただし、事前に当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。当該行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）といたします。

①特定株主グループ注1の議決権割合注2を20%以上とすることを目的とする当社株式等注3の買付行為

②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為

③上記①又は②に規定される各買付行為の実施の有無にかかわらず、(i)当社株式等の取得をしようとする特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下同じ。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらのものが共同ないし協調して行動する関係注4を樹立する行為注5であって、(ii)当社が発行者である当社株式等につき当該特定株主グループと当該他の株主の議決権割合の合計が20%以上となるような行為

本プランは、大規模買付者が現れた際に、当該大規模買付者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。

注1 特定株主グループとは、①当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する「保有者」をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じ。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じ。）又は②当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する「株券等」をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する「買付け等」をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいいます。以下同じ。）を意味します。以下同じ。

注2 議決権割合とは、特定株主グループが注1①の場合においては当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する「株券等保有割合」をいい、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する「保有株券等の数」をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）をいい、特定株主グループが注1②の場合においては当該買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する「株券等所有割合」をいいます。）の合計をいいます。以下同じ。

後者の場合における議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済株式から、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式を除いた株式に係る議決権数といたします。

注3 株式等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」又は同法第27条の2第1項に規定する「株券等」のいずれかに該当するものを意味します。以下同じ。

注4 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらのものが共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為」の存否の判定は、現在又は過去の資本関係（共同支配の関係を含まず）、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員の兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株式等に関する実質的な利害関係等や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接的又は間接的に及ぼす影響などを考慮して行います。

注5 上記③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の判断を尊重し合理的に行うものといたします。なお、当社取締役会は、上記③所定の行為がなされたか否かの判断に必要とされる範囲において、当社の大規模買付者又は大規模買付者に該当する可能性がある者に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

（2）本プランの発動に係る手続

① 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会に対して、大規模買付者の氏名又は名称、住所又は本店事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の役職及び氏名、日本国内における連絡先、大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要、企図されている大規模買付行為の概要並びに本プランに従って大規模買付行為を行う旨の誓約文言等を記載した意向表明書をご提出いただくことといたします。なお、意向表明書及び下記②に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

② 大規模買付者に対する情報提供の要求

当社取締役会は、上記①の意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から提出していただくべき情報のリスト（以下「当初情報リスト」といいます。）を上記①の意向表明書に記載された日本国内における連絡先に宛てて発送いたします。大規模買付者には、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断並びに当社取締役会による評価・検討等のために必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対してご提出いただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、下記の各号に定める情報等は、原則として、当初情報リストに含まれるものといたします。

- (a) 大規模買付者及びその特定株主グループの概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、財務内容、過去の法令違反等の有無及び内容並びに当社の事業と同種の事業についての経営経験等に関する情報を含みます。）
- (b) 大規模買付行為の目的、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の当社株式等の数及び大規模買付行為を行った後における議決権割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。）
- (c) 買付対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）及び買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (d) 大規模買付行為完了後に実施を予定する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用等
- (e) 大規模買付行為完了後に実施を予定する当社及び当社グループの企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策及び当該施策が当社及び当社グループの企業価値を向上させることの根拠
- (f) 当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
- (g) 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連性が存在する場合にはその内容

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1「独立委員会運営規程」、本プランの継続時における独立委員会の委員の略歴等については、別紙2「独立委員会委員の氏名・略歴」に記載のとおりです。）に送付いたします。

当社取締役会及び独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対し、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、大規模買付者には、かかる情報を当社（取締役会及び独立委員会）に対して追加的に提供していただきます。なお、当社取締役会は、本プランの適切かつ迅速な運営を図るため、必要に応じて、大規模買付者の回答に期限を設ける場合があります。また、当初情報リストの発送日の翌日から起算して60日を、当社取締役会が大規模買付者に対して情報提供を要請し、大規模買付者が回答を行う期間（以下「情報提供期間」といいます。）の上限として設定し、本必要情報が十分に提供されない場合であっても情報提供期間が上限に達したときは、その時点で情報提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって当社取締役会による評価・検討（下記③）を行うものとしたします。

なお、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報が株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示いたします。

また、当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

情報提供期間は、当社取締役会が情報提供完了通知を行った日又は情報提供期間が上限に達した日のいずれか早い方の日をもって終了するものといたします。

③ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供期間の終了後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の(a)又は(b)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定いたします。

(a) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株式等の全ての買付けの場合には60日間

(b) その他の大規模買付行為の場合には最大90日間

ただし、上記(a)、(b)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が合理的に必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を大規模買付者に通知するとともに、速やかに情報開示いたします。また、延長の期間は最大30日間といたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討等を行うものといたします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、また、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

④ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

当社は、本プランの継続に当たり、現プラン同様、大規模買付行為への対抗措置の発動（そのために必要な株主総会の招集その他の措置を含みます。以下同じといたします。）等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の合理性及び公正性を確保することを目的として独立委員会を設置することとしております。

独立委員会は、以下のとおり、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非につき勧告を行うものいたします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部の専門家（投資銀行、証券会社、弁護士、その他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものいたします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(a)から(c)までに定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(a) 大規模買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合

大規模買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合には、独立委員会は、当社取締役会に対して、原則として對抗措置の発動を勧告するものいたします。

(b) 大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合

独立委員会は、大規模買付者が本プランに定める手続を遵守した場合であっても、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと認められかつ對抗措置の発動を相当と判断する場合には、取締役会評価期間内において当社取締役会に対して對抗措置の発動を勧告いたします。

具体的には、以下の(i)乃至(ix)の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

- (i) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の買収を行っている と判断される場合（いわゆるグリーンメイラーである場合）
- (ii) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社の株式等の買収を行っている と判断される場合
- (iii) 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株式等の買収を行っている と判断される場合
- (iv) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売り抜けをする目的で当社の株式等の買収を行っている と判断される場合
- (v) 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等による株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (vi) 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。））、違法性の有無並びに実現可能性等を含みますが、これに限られません。）が、当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分又は不適當なものであると判断される場合
- (vii) 大規模買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な顧客、従業員、取引先、その他利害関係者との関係が破壊されることが予想される等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合

- (viii) 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、劣後すると判断される場合
- (ix) 大規模買付者が公序良俗の観点から支配株主として不適切であると判断される場合
- (c) 大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものではないと認められる場合
独立委員会は、上記(a)及び(b)に定める場合を除き、当社取締役会に対して対抗措置の不発動の勧告を行うものいたします。

⑤ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記④に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものいたします。その際に、独立委員会が対抗措置を発動すべきでないとの勧告をした場合には、不発動の決議を行うことといたします。

また、当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑥ 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った対抗措置の発動に際して、(i)上記④に従い、独立委員会が予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、又は(ii)ある大規模買付行為が上記④(b)の(i)乃至(ix)の類型に該当するか否かが問題となっている場合で、取締役会が善管注意義務に照らしそれに要する時間等を勘案した上で株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様を確認することができるものいたします注6。

注6 株主意思確認総会においては、原則として普通決議により株主の皆様を確認することといたしますが、大規模買付行為の目的、方法及び内容並びに大規模買付者と一般株主の間における利益相反の可能性を含む諸般の事情を総合的に勘案して、大規模買付者及び独立委員会が当該議案との関係で大規模買付者と特別の利害関係を有すると認める者を、その承認可決要件の計算から除外して取り扱うことがあります。

⑦ 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑤及び⑥の手續に従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(a)大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合又は(b)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき又は勧告の有無にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止を決議するものいたします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑧ 大規模買付行為の開始

大規模買付者は、本プランに定める手続を遵守しなければならず、当社取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは、大規模買付行為を開始することができないものといたします。

(3) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(2)⑤及び⑥の手続に従い発動する対抗措置の一つとしては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うことを想定しています。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙3に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(2)⑦に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、大規模買付者が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記(2)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものといたします。

(4) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、2027年6月開催予定の定時株主総会終結の時までといたします。

ただし、上記有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものといたします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします（下記Ⅳ. 3参照）。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更又は税制、裁判例等の変更等により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実（法令等の改正による文言の変更等軽微な変更は除きます。）及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

IV. 本プランの合理性

1 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、また、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びに東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」原則1-5.（いわゆる買収防衛策）及び補充原則1-5①を踏まえた内容となっております。また、本プランは、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」で示された買収への対応方針・対抗措置に関する考え方及び近時の裁判例の動向等を踏まえた内容となっております。

2 当社の企業価値ないしは株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されること

本プランは、上記Ⅲ. 1に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付行為がなされようとする際に、当該大規模買付行為に応ずるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

3 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランを本定時株主総会にお諮りすることを併せて当社取締役会で決議しております。上記Ⅲ. 2（4）に記載のとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様が意思が十分反映される仕組みとなっております。

4 独立性の高い委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの継続に当たり、現プラン同様、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置することとしております。

独立委員会は、社外取締役、社外監査役、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外有識者の中から当社取締役会により選任された者により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するような本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

5 合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、上記Ⅲ. 2（2）に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

6 デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ. 2 (4)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会において、いつでも廃止することができるものとしております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

V. 株主及び投資家の皆様への影響

1 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プラン継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記Ⅲ. 2 (2)に記載のとおり、大規模買付者が本プランを遵守するか否か等により当該大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。なお、株主及び投資家の皆様に影響を及ぼすような大規模買付者の動向を当社が把握した場合、当社は速やかに情報開示を行います。

2 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、大規模買付者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記Ⅲ. 2 (2)⑦に記載の手續等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変更により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、大規模買付者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

3 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続をとる場合には、大規模買付者以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払いこむことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続は不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認ください。

独立委員会運営規程

第1条（設置）

1. 「当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、本プランという。）の導入に際し、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の合理性及び公正性を確保することを目的として独立委員会を設置する。
2. 独立委員会は、取締役会の決議により設置される。

第2条（構成）

1. 独立委員会の委員は、3名から5名とする。
2. 独立委員会は、以下各号に該当する者の中から、当社取締役会が選任した委員をもって構成されるものとする。
 - （1）社外取締役
 - （2）社外監査役
 - （3）当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外有識者（原則として、弁護士、公認会計士等の専門家、学識者、証券取引に精通する者、又は、企業経営経験者、企業経営専門家等とする。）
3. 当社は、独立委員会の委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する事項を含む契約を締結するものとする。
4. 委員の追加の必要がある場合、取締役会が独自の判断で候補者を決定する他、独立委員会は取締役会に対して候補者を推薦することができるものとし、かかる推薦があったとき、取締役会は推薦内容を検討するものとする。
5. 取締役会は、委員の中から1名を独立委員会委員長に選任し、また、委員の中から1名を独立委員会委員長の職務代行者に選任する。

第3条（任期）

委員の任期は以下各号のとおりとし、重任を認めるものとする。ただし、委員が前条第2項各号に該当しないこととなったとき、本プランが廃止されたとき、又は本プランが独立委員会を設置しない内容に変更されたときは、当該各時点をもって全ての委員の任期が終了するものとする。

（1）社外取締役又は社外監査役である委員

各々の取締役又は監査役としての任期と同じとする。ただし、当該委員の選任時に、当社取締役会が別段の定めをしたときは、この限りではない。

（2）社外有識者である委員

選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当該委員の選任時に、当社取締役会が別段の定めをしたときは、この限りではない。

第4条（決議要件等）

1. 独立委員会は、代表取締役又は独立委員会委員長が招集する。ただし、代表取締役及び独立委員会委員長に事故があるときは、各独立委員会委員がこれを招集することができる。
2. 独立委員会の決議は、原則として委員の全員が出席し、出席委員の過半数をもって行う。ただし、委員のいずれかに事故があるときその他やむを得ない事由があるときは、当該委員を除いた委員全員が出席し、出席委員の過半数をもって行う。

第5条（決議事項）

1. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議を行い、その決議内容を、理由を付して取締役会に対して勧告する。取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。各委員は、かかる決議にあたっては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - （1）大規模買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か
 - （2）大規模買付行為の提案の内容が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するか否かの決定並びに対抗措置の発動又は不発動
 - （3）対抗措置の中止
 - （4）前3号のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項
 - （5）本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項
 - （6）取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
2. 独立委員会は、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができる。
3. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は使用人その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が要求する事項に関する意見又は説明を求めることができる。

別紙2

独立委員会委員の氏名・略歴

今泉 嘉久 (いまいずみ よしひさ)

- 1966年9月 プラス(株) 入社
- 1972年7月 同社 取締役就任
- 1975年7月 同社 常務取締役 就任
- 1981年8月 同社 代表取締役副社長 就任
- 1983年4月 同社 代表取締役社長 就任
- 2008年8月 同社 代表取締役会長 就任
- 2019年10月 同社 代表取締役会長 兼 社長 就任
- 2020年7月 同社 代表取締役会長 就任 (現任)
- 1991年3月 (社)全日本文具協会 副会長 (現任)

西川 正洋 (にしかわ まさひろ)

- 1972年4月 西川ゴム工業(株) 入社
- 1979年6月 同社 取締役 就任
- 1985年3月 同社 専務取締役 就任
- 1986年10月 同社 代表取締役社長 就任
- 2017年6月 同社 代表取締役会長 就任 (現任)
- 1991年3月 中国ゴム工業協同組合 理事長 (現任)
- 1991年4月 広島商工会議所2号議員 (現任)
- 2000年8月 広島商工会議所常議員 (現任)
- 2006年4月 広島県経営者協会 会長 (現任)
- 2006年6月 (株)ウツミ屋 社外監査役 (現任)
- 2010年12月 広島タイ交流協会 会長 (現任)
- 2014年9月 公益財団法人西川記念財団 代表理事 (現任)
- 2016年3月 国有財産中国地方審議会 会長
- 2023年5月 (株)イズミ 社外取締役 (現任)

松山 遙 (まつやま はるか)

1995年4月 東京地方裁判所 判事補任官
2000年7月 弁護士 登録
日比谷パーク法律事務所 入所
2002年1月 同所 パートナー 就任 (現任)

中間 信一 (なかま しんいち)

1977年4月 公認会計士 登録
1978年9月 中間公認会計士事務所 開設
1988年6月 旧監査法人中央会計事務所 代表社員
1998年～2001年 日本公認会計士協会 本部常務理事 中国会会長
1999年～2001年 広島市包括外部監査人
2005年2月 旧中央青山監査法人 代表社員 退任
2005年6月 (株)京都銀行 非常勤監査役 就任
2015年6月 同社 非常勤監査役 退任
同社 非常勤取締役 就任
2017年6月 同社 非常勤取締役 退任

早稲田 幸雄 (わせだ さちお)

1971年4月 プライス・ウォーターハウス会計事務所 入所
1977年4月 旧監査法人中央会計事務所 広島事務所 入所
早稲田公認会計士事務所 開設 (現任)
1988年6月 同法人 法人代表社員
1999年6月 同法人 広島事務所所長
2006年12月 同法人 退任
2008年6月 当社 社外監査役 (現任)

(注) 上記5氏と当社との間には、特別な利害関係はございません。

新株予約権無償割当ての概要

① 本新株予約権の割当て総数

本新株予約権の割当て総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社が保有する当社株式の数を除く。）の2倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。

② 割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（ただし、同時点において当社が保有する当社株式を除く。）1株につき2個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをする。

③ 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

④ 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行う。

⑤ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とする。

⑥ 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

⑦ 本新株予約権の行使条件

大規模買付者又は大規模買付者に属する者になろうとする者（ただし、当社株式を取得し又は保有することが当社株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。）（以下「非適格者」と総称する。）は、本新株予約権を行使することができない。なお、当社取締役会は、ある者が非適格者に該当するか否かを判断するにあたり、独立委員会の意見を聴取し、独立委員会の判断を最大限尊重するものとする。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができない（ただし、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として、下記⑧のとおり、当社による当社普通株式を対価とする取得の対象となる。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができない。その他本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定める。

⑧ 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が保有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができる。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定める。

⑨ 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

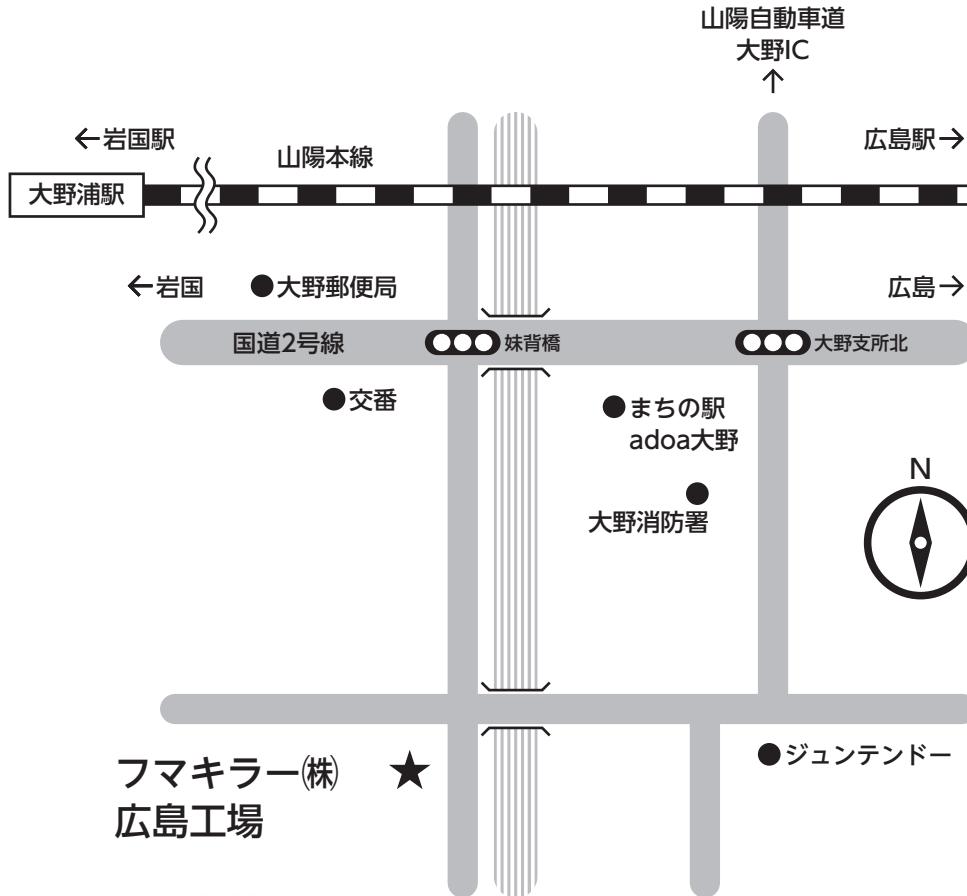
⑩ 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める。

以上

株主総会会場ご案内図

広島県廿日市市梅原一丁目11番13号
フマキラー株式会社 広島工場会議室
電話(0829) 55-2111 (代)



○宮島口駅より車で15分。
大野浦駅より車で5分、徒歩で20分。

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン
からでも招集ご通知がご覧
いただけます。

<https://p.sokai.jp/4998/>



UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。